

27 別表1 測定方法

区分	項目	報告下限値 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)	測定方法
一般項目	水温	-	-	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)7.1 に定める方法
	水温	-	-	規格 7.2 に定める方法
	外観	-	-	規格 8 に定める方法
	臭気	-	-	規格 10 に定める方法
	透明度	-	-	規格 9 に定める方法
	透視度	-	-	海洋観測指針による方法
	pH	-	6.0~8.5	規格 12.1 に定める方法
	溶解酸素	0.5	2.0~7.5	規格 32 に定める方法
	BOD	0.5	1.0~10	規格 21 に定める方法
	COD	0.5	1.0~8.0	規格 17 に定める方法
	SS	1	1~100	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(以下「告示」という。)付表 8 に掲げる方法
	大腸菌群数	-	50~5000	告示別表 2.1(1)ア備考 4 に掲げる方法
	油分	0.5	検出値	告示付表 9 に掲げる方法又は規格 24.4 に定める方法
窒素	0.05	0.1~1.0	規格 45.2、45.3 又は 45.4 に定める方法	
全燐	0.003	0.005~0.1	規格 46.3 に定める方法	
健康項目	カドミウム	0.001	0.01	規格 55 に定める方法
	全シアン	0.1	検出値	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法
	鉛	0.002	0.01	規格 54 に定める方法
	六価クロム	0.02	0.05	規格 65.2 に定める方法
	砒素	0.005	0.01	規格 61.2 又は 61.3 に定める方法
	総水銀	0.0005	0.0005	告示付表 1 に掲げる方法
	アルキル水銀	0.0005	検出値	告示付表 2 に掲げる方法
	PCB	0.0005	検出値	告示付表 3 に掲げる方法
	ジクロロメタン	0.002	0.02	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
	四塩化炭素	0.0002	0.002	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
	1,2-ジクロロエタン	0.0004	0.004	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
	1,1-ジクロロエチレン	0.002	0.02	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
	トリス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	0.04	同上
	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	1	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	0.006	同上
	トリクロロエチレン	0.002	0.03	同上
	テトラクロロエチレン	0.0005	0.01	同上
	1,3-ジクロロプロパン	0.0002	0.002	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
	チウラム	0.0006	0.006	告示付表 4 に掲げる方法
	シマジン	0.0003	0.003	告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
	チオベンカルブ	0.002	0.02	同上
	ベンゼン	0.001	0.01	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
	セレン	0.002	0.01	規格 67.2 又は 67.3 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.02	10	規格 43 に定める方法	
ふっ素	0.1	0.8	規格 34.1 に定める方法又は通知付表 6 に掲げる方法	
ほう素	0.02	1	規格 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は通知付表 5 に掲げる方法	

注：硝酸性窒素の濃度は硝酸イオンの濃度に換算計数 0.2259 を、また、亜硝酸性窒素の濃度は亜硝酸イオンの濃度に換算計数 0.3045 を、それぞれ乗じて求める。

なお、硝酸性窒素の報告下限値、亜硝酸性窒素の報告下限値はともに 0.01 mg/L とする。

区分	項目	報告下限値 (mg/L)	指針値 (mg/L)	測定方法
要 監 視 項 目	クロロホルム	0.006	0.06	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	0.04	同上
	1,2-ジクロロプロパン	0.006	0.06	同上
	p-ジクロロベンゼン	0.03	0.2	同上
	イソキサチオン	0.0008	0.008	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について(環境庁水質保全局水質規制課長通知、平成5年環水規第121号(以下「通知」という。))付表1の第1又は第2に掲げる方法
	ダイアジノン	0.0005	0.005	同上
	フェニトロチオン	0.0003	0.003	同上
	イソプロチオラン	0.004	0.04	同上
	オキシシン銅	0.004	0.04	通知付表2に掲げる方法
	クロロタロニル	0.004	0.05	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法
	プロピザミド	0.0008	0.008	同上
	EPN	0.0006	0.006	同上
	ジクロルボス	0.001	0.008	同上
	フェノブカルブ	0.002	0.03	同上
	イプロベンホス	0.0008	0.008	同上
	クロルニトロフェン	0.0001	-	同上
	トルエン	0.06	0.6	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
	キシレン	0.04	0.4	同上
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.006	0.06	通知付表3の第1又は第2に掲げる方法
	ニッケル	0.005	-	規格59.3に定める方法又は通知付表4若しくは付表5に掲げる方法
モリブデン	0.01	0.07	規格68.2に定める方法又は通知付表4若しくは付表5に掲げる方法	
アンチモン	0.001	0.02	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(環境省環境管理局水環境部長通知、平成16年環水企発第040331003号・環水土発第040331005号(以下「通知2」という。))付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法	
塩化ビニルモノマー	0.0002	0.002	通知2付表1に掲げる方法	
エピクロロヒドリン	0.0001	0.0004	通知2付表2に掲げる方法	
1,4-ジオキサソ	0.005	0.05	通知2付表3の第1又は第2に掲げる方法	
全マンガ	0.02	0.2	規格56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法	
ウ	0.0002	0.002	通知2付表4の第1又は第2に掲げる方法	

特 殊 項 目 等	フェノール類	0.01	-	規格 28.1 に定める方法又は自動分析(4-アミノアンピリン法)
	銅	0.01	-	規格 52.2 若しくは 52.4 に定める方法
	亜鉛	0.005	-	規格 53.2 若しくは 53.3 に定める方法
	鉄 (溶解性)	0.1	-	日本工業規格 M0202 の 3.1.4 の(2)及び規格 57.2 に定める方法又は規格 57.3 に定める方法
	マンガン(溶解性)	0.05	-	日本工業規格 M0202 の 3.1.4 の(2)及び規格 56.2 に定める方法又は規格 56.4 に定める方法
	クロム	0.02	-	規格 65.1 に定める方法
	塩素イオン	0.5	-	規格 35.1 及び 35.2 に定める方法又は自動分析(チオシアン酸 2 水銀法)
	クロロフィル a	0.1(µg/L)	-	アセトン抽出、三色比色法
	硫化水素	0.1	-	メチレンブルーによる吸光度法及びよう素滴定法
	アンモニウム態窒素	0.01	-	規格 42 に定める方法又は自動分析(インドフェノール法)
植物プランクトン	-	-	静置濃縮法により同定、計数	
動物プランクトン	-	-	プランクトンネット濃縮法により同定、計数	
水保	全 亜鉛	0.005	0.01-0.03	規格 53 に定める方法
生全	クロロホルム	0.003	0.006-3	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 及び 5.3.1 に定める方法
生項	フェノール	0.005	0.01~2	通知付表 1 に掲げる方法
物目	ホルムアルデヒド	0.03	0.03~1	通知付表 2 に掲げる方法